

提案基準 9 「既存建築物の増改築」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
--------------------	-----------------------------------

◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 9 (P69・P70)

- 1 本提案基準における用語の定義は次のとおりとする。
 - (1) 既存建築物
都市計画法上適法に建築された建築物をいう。
 - (2) 改築
既存建築物の全部若しくは一部を滅失若しくは除却した後に、建築物を建築することをいう。
 - (3) 増築
既存建築物の床面積を増加させる行為のうち、改築以外のものをいう。
- 2 既存建築物が既に滅失又は除却されている場合について
既存建築物が既に滅失又は除却されている場合、次のいずれかに該当するものに限り、本提案基準を適用することができる。
 - ア 令和 7 年 1 0 月 3 1 日以降に既存建築物が滅失又は除却された場合。
 - イ 令和 7 年 1 0 月 3 0 日以前に既存建築物が滅失又は除却された場合で、滅失又は除却からおおむね 1 年以内(火災、風水害等の災害による場合はおおむね 3 年以内)に本提案基準にかかる手続きを開始した場合。
- 3 要件 1 の「既存建築物の用途から変更がないこと」とは、用途の変更に關して法第 4 3 条第 1 項の許可を要さないことをいう。
- 4 要件 2 の「既存建築物の敷地の範囲内で行われるものであること」とは、都市計画法上適法な敷地であり、建築行為に際して区画の変更がないことをいう。